

行政常任委員会

令和元年12月3日（火）

午前11時00分開会

○三鬼（孝）委員長　おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を開会いたします。

令和元年第4回尾鷲市議会定例会に付託になりました議案第77号と議案第100号の審議をしていただきます。進行表に従って審議を行いますので、よろしくお願ひします。

最初に市長から御挨拶。

○加藤市長　改めまして、おはようございます。

本会議に引き続きまして、行政常任委員会を開催していただき、まことにありがとうございます。

さて、本委員会に付託されています議案につきましては、議案第77号、尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてと議案第100号、工事請負契約について（尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事）の2議案であります。

それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審議いただき御承認賜りますようお願い申し上げます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

それでは、市民サービス課に係る議案第77号、尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についての説明を求めます。

○宇利市民サービス課長　市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第77号、尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正につきまして、議案書及び条例一部改正案新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

議案書の56ページをごらんください。

成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化を図る目的で、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、国より、本年11月19日付で印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が示され、本市におきましても、尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例を改正することといたしました。

具体的な改正箇所といたしましては、条例一部改正案新旧対照表の20ページを

ごらんください。

現在、印鑑登録ができないものとして、条例第2条第2項第2号に記載しております成年被後見人を意思能力を有しない者（第1号に掲げる者を除く）と改正いたします。

この改正により、現在、成年被後見人の方からの印鑑登録申請が法定代理人が同行し、当該成年被後見人本人からの申請の場合、申請を受け付けることができることとなるものでございます。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　ただいま市民サービス課長のほうから議案第77号の説明がありましたので、これに対する御質疑を行います。

質疑ある方は御発言を。

○南委員　ちょっと単純なことなんですけど、今の課長の説明は、11月19日に国より指示があったということなんですけれども、普通、条例の施行というのは区切りのええところでやるんやけれども、今回、特に12月14日から施行するというのは、特にどういったあれがあったわけで、もしわかっておったら、国のほうの指示が、それだけ。

○宇利市民サービス課長　国のほうは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、これが12月14日に施行されるということで、それに合わせる形で、国のほうが印鑑登録証明事務処理要領を改正して同日に施行するということが11月19日にこちらのほうに通知がございました。それに伴い、12月14日で施行するという決定をしたいということで条例を一部改正させていただきたいということで上程させていただいております。

○三鬼（孝）委員長　他に。

○小川委員　先ほども聞いたんですけど、被後見人制度の法律の改正がもとなっているということで、9月にもありましたよね、欠格条項の。これ、今回印鑑等。これ、まだほかに出てきそうなど、これで終わりぐらいで何もありませんか、ほか。もしあるようでしたら。

○宇利市民サービス課長　現行、印鑑登録も7月ぐらいには要領を改正するかもしれないという通知は連絡は来ていたんです。しかしながら、11月になってから、要領が改正するという通知が来たものですから、現状においては、そういう意味では、市民サービス課の管轄の部分においては、ほかには聞いていない状況でございます。

○三鬼（孝）委員長 他によろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第77号の質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時06分）

○三鬼（孝）委員長 再開します。

続きまして、防災危機管理課に係る議案第100号、工事請負契約（尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事）についての説明を求めます。

○神保防災危機管理課長 防災危機管理課です。よろしくお願いいたします。

議案書112ページをごらんください。

議案第100号、工事請負契約について（尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事）につきましても、去る11月21日に入札を執行いたしまして、仮契約を締結したところでございますが、本契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要といたしましては、アナログ式の防災行政無線から、デジタル式の防災行政無線に再整備するものでございます。工期は、議会承認日から令和3年3月19日まででございます。契約の目的は、尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事、契約の方法といたしましては、一般競争入札。契約の金額といたしまして2億2,550万円でございます。契約の相手方は、愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号、日本電気株式会社東海支社、支社長、北崎潤。

議案の説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

防災危機管理課長から議案第100号の説明がありましたので、御質疑をある方は御発言願います。

○楠委員 工期が長いんですけど、実際、今の無線関係と、デジタル化の整備の工事の切りかえのときは、即日、切りかえができるのか。それとも1週間とか2週間とか時間がかかるものなのか。

○神保防災危機管理課長 一応併用でやっていくつもりでございますが、順次切

りかえていく予定でございます。

○楠委員 その期間においては、市民への周知をどのように考えているんですかね。

○神保防災危機管理課長 もちろん状況によりますけれども、広報等、ワンセグ等、また、いろんな周知の方法を考えまして、順次提供させていただきたいと考えております。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○南委員 参考までに、11月の何社の応札があって、予算に対する落札率だけお聞かせを願いたいと思います。

○神保防災危機管理課長 1社の入札で、落札率は98.65%でございます。

○南委員 1社の入札で、落札率も高いんですけれども、競争原理が働いていないと直感したんですけれども、なぜ1社のみしか応札がなかったんですか。

○神保防災危機管理課長 告示して、質問等をいただいたのは3社あったんですけれども、結果、応札していただいたのが1社ということでございます。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○三鬼（和）委員 同じ質問なんですけど、その1社というのは、特に現アナログと、今回、デジタルにするというのに共有性というのがあるんですか。その前の質問では、順次切りかえていくというのがあって、これは同じ会社になろうかと思うんですけど、アナログ仕様もデジタル仕様も、そういった関連ということも考えられるんですか、どうなんですか。

○神保防災危機管理課長 特にうちのほうとしては、この1社じゃなくて、うちのほうとしていたしましては、できる業者が3社ぐらいはあるかという形の仕様書つくって、結局、結果1社の応札だったということでございます。

○三鬼（和）委員 再度確認します。今回の入札に使った仕様書については、現アナログからデジタル化になっても、入札した会社じゃなくてもやれる仕様書であったということは間違いないですか。入札でも3社ということがありますから、確認。

○神保防災危機管理課長 もちろんそのようにしております。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第100号につきましての審議を終了いたします。

それでは、執行部は退席してください。

それでは、付託議案の採決を行いますので、よろしくお願いたします。

最初に、議案第77号、尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者は挙手願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員でございます。

続きまして、議案第100号、工事請負契約について(尾鷲市防災行政無線のデジタル化整備工事)につきまして、可決すべきものとする者は挙手願います。

(挙手全員)

○三鬼(孝)委員長 挙手全員でございます。

以上で付託議案の採決を終了いたします。

何か委員長報告よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 これで委員会を閉じます。御苦労さんでした。

(午前11時13分 閉会)